

レポート
No. 430



・おぐり智恵子のブログ
ほぼ毎日更新中



日本共産党区議会議員 **おぐり智恵子** の

議員活動報告

事務所: 中央区日本橋人形町1-10-8
自宅: Tel/Fax 3249-1762

発行・日本共産党中央区議会議員団 Tel 3546-5563
HPアドレス <http://www.jcpchuo-kugidan.jp/>

新型コロナ

感染爆発、医療崩壊を止める緊急提案

検査・医療体制の強化を

日本共産党の志位和夫委員長は16日、新型コロナウイルス感染症問題について、「感染爆発、医療崩壊を止める緊急提案―外出自粛・休業要請と一体の補償、検査体制強化と医療現場への本格的財政支援を」を発表しました。

提案では▽外出自粛・休業要請などによって、直接・間接の損失を受けている、すべての個人と事業者に対して、生活と営業が持ちこたえられない補償を、スピーディーに実施する▽医療崩壊を止めるために、検査体制を抜本的に改善・強化し、医療現場への本格的財政的支援を行う▽介護・障害者など社会保障の体制を守り、ジェンダーの視点での対策をすすめる▽消費税5%への減税に踏み切る―ことを求めています。

日本共産党が主張してきた「1人10万円」の給付金実施の際は、条件や線引きなしにすべての日本在住者を対象に給付すべきです。

新型コロナ 感染拡大ストップ

#自粛と補償はセット!!

「休業補償すべき」
82%
共同通信・世論調査
(4月10-13日実施)

日本共産党

- 東京都の休業要請「協力金」
都の協力依頼に応じて、お店などの施設の使用停止協力した中小の事業者に対する「協力金」の支給受付が、4月22日から始まります。詳しくは
- 中央区の相談窓口は

東京都・感染拡大防止協力金相談センター

03-5388-0567 9時~19時(土日祝日を含む毎日)

中央区緊急事態措置相談センター

(コールセンター) 03-6281-5070

4月14日から5月8日までの平日9時~17時

中央区保健所コールセンター

03-3541-5254 平日: 9時~17時

03-5320-4592 平日: 17時から翌9時、土・日・祝日
(特別区合同電話相談センター)

「しんぶん赤旗」電子版
4月17日から2カ月間
若者応援・無料期間
詳しくは→公式HP ▶



・日本共産党区議団
ホームページ

新型コロナ対策 支援制度のご案内



■中央区緊急特別資金

最近1か月の売上が前年同期と比較して減少していることなど要件があり、融資限度額は、1000万円です。申込受付期間は9月30日まで（土日祝日を除く、9時から15時まで）

▶問い合わせ 区民部商工観光課 ☎ 03-3546-5330

■生活資金の緊急小口資金、総合支援資金の貸し付け

休業や失業で、生活資金にお困りの方に向けた特例貸付です。

予約制（電話受付時間 月曜～金曜 8時30分～17時）

○緊急小口資金20万円以内

▶社会福祉協議会 管理部庶務課 ☎ 03-3206-0506

○総合支援資金 月額20万円以内（二人以上世帯）・月額15万円以内（単身世帯）

▶区役所生活支援課相談調整係（自立支援担当） ☎ 03-3546-5303



■税金の猶予制度

地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。

▶区役所税務課整理係 ☎ 03-3546-5279～5283

■学校等休業助成金・支援金

2020年2月27日から6月30日の間において、子どもの学校休校で就業できなかった日について、申請により、1日あたり4,100円（定額）を支給します。

▶問合せ・申込：学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999

■国民健康保険料の減免・傷病手当の新設

倒産・解雇、雇い止め等により退職された方や、生活が一時的に著しく困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。

▶区役所保険年金課資格係 ☎ 03-3546-5362

傷病手当金は、病気やケガのため仕事ができない場合に、健康保険組合から収入の3分の2を支給する制度です。この度、新型コロナに感染した人、又は発熱等の症状があり、感染が疑われる人で、仕事を休んだ被保険者に、国民健康保険からも傷病手当金の支給が可能となりました。申請方法など詳細は現在準備中です。

■住居確保給付金（4月20日から対象拡大）

求職活動する人、収入を得る機会が減少し、離職や廃業と「同程度の状況にある方も支給対象」に原則3カ月間（一定の要件により最長6ヶ月延長可能）家賃を支給。フリーランスも対象となります。

・支給上限額：単身世帯：69,800円・2人世帯：75,000円・3人世帯：81,000円

▶区役所福祉保健部生活支援課 ☎ 03-3546-5496・5303（相談は予約制）

◆無料法律相談会 毎月第3火曜日3時から おぐり☎3249-1762

